

目黒区 特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震化助成制度 【助成額一覧表】 令和7年4月版

	補強設計 (約1/3~5/6助成)	改修 (約1/3~5/6助成)	除却・建替え (約1/3助成)
適用期間	令和7年度中に着手	令和7年度中に補強設計に着手	令和7年度中に着手
助成基準単価	1,000m ² 以下の部分・・・5,000円/m ² 1,000m ² 超え2,000m ² 以下の部分・・・3,500円/m ² 2,000m ² を超える部分・・・2,000円/m ²	下記以外の場合・・・51,200円/m ² (56,300円/m ²) マンションの場合・・・50,200円/m ² (55,200円/m ²) 住宅の場合・・・34,100円/m ² 免震工法等の特殊工法の場合・・・83,800円/m ² ※()内はIs値0.3未満の場合	下記以外の場合・・・51,200円/m ² (56,300円/m ²) マンションの場合・・・50,200円/m ² (55,200円/m ²) 住宅の場合・・・34,100円/m ² ※()内はIs値0.3未満の場合
助成額の算定式	別表-(イ)	別表-(口)	別表-(ハ)
注意事項	-	耐震診断における総合評点(Is値)が0.3未満の場合は、別表-(二)の金額が加算されます。	-

別表：助成額の算定式 (1,000円未満切捨てです。ここでは目安として、合算した助成率を示しています。)

	助成対象事業費	計算式A	+	計算式B
(イ)	《助成対象事業費》は、以下のうち低い方の金額を採用。 A：延床面積×助成基準単価 B：設計費用	300万円以下	《助成対象事業費》×5/6	以下のうち低い方の金額を採用。 ・《計算式A》×1/4以内 ・《設計費用》×1/6以内
		300万円超え 600万円以下	《助成対象事業費》×1/2 + 100万円	
		600万円超え	《助成対象事業費》×1/3 + 200万円	
(口)	《助成対象事業費》は、以下のうち最も低い金額を採用。 A：延床面積×助成基準単価 B：工事費用 C：D・E以外・・・5億1,200万円 D：マンション・・・5億200万円	5,000m ² 以下 の部分	3,600万円以下 3,600万円超え 7,200万円以下 7,200万円超え	以下のうち低い方の金額を採用。 ・《計算式A》×1/10以内 ・《助成対象事業費》×1/15以内
			《助成対象事業費》×5/6 《助成対象事業費》×1/2 + 1,200万円 《助成対象事業費》×1/3 + 2,400万円	
		5,000m ² 超えの部分	《助成対象事業費》×1/6	
			※5,000m ² 超の場合は、面積按分により計算してください。	
(ハ)	《助成対象事業費》は、以下のうち最も低い金額を採用。 A：延床面積×助成基準単価 B：工事費用 C：D・E以外・・・5億1,200万円 D：マンション・・・5億200万円 E：住宅・・・3億4,100万円	5,000m ² 以下の部分	《助成対象事業費》×1/3	以下のうち低い方の金額を採用。 ・《計算式A》×1/10以内 ・《助成対象事業費》×1/15以内
		5,000m ² 超えの部分	《助成対象事業費》×1/6	
			※5,000m ² 超の場合は、面積按分により計算してください。	
(二)	《加算の基準額》は、以下の算出結果のうち低い方の金額を採用。 A：改修工事費用 B：C・D以外延床面積×76,800円/m ² C：マンション延床面積×75,300円/m ² - D：住宅延床面積×51,150円/m ² (※負の数になる場合は、加算なし。)	下記以外延床面積×56,300円/m ² マンション延床面積×55,200円/m ² 住宅延床面積×34,100円/m ²	《加算の基準額》×17/30 + 2,000円	※加算の助成額は、 (口)で算出した助成額 の1/3が限度です。
		5,000m ² 超えの部分	《加算の基準額》×23/60 (面積按分により計算してください。)	

※マンションとは、2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専用部分があるもののうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの。